株主各位

東京都港区白金台三丁目2番10号ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

代表取締役 濵

村

証券コード 6192 平成28年7月14日

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの「平成28年熊本地震」により、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年7月28日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成28年7月29日(金曜日)午前10時
- **2. 場 所** 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号 目黒雅叙園 4階「飛鳥」

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項報告事項

- 1. 第12期 (平成27年5月1日から平成28年4月30日まで) 事業報告及び連結 計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告 の件
- 2. 第12期 (平成27年5月1日から平成28年4月30日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役2名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.hyas.co.jp)に掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成27年5月1日から) 平成28年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益及び雇用情勢の改善を背景に緩やかな回復基調が続いたものの、個人消費の伸び悩みや年明け以降の急激な円高・株安などにより、景気の減速感がみられる状況で推移しました。当社グループの事業領域にかかわる住宅不動産業界におきましては、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響から持ち直しが見られた後、横ばいの傾向が続いていたものの、足下では4か月連続の増加と改善の傾向がみられております(出所:国土交通省「平成28年4月の住宅着工の動向について」)。

このような状況の中、当社グループは、個人最大の資産である「住宅」の資産価値を守る方法を創造して住宅不動産業界のイノベーションを先導すべく、先進的なビジネスモデルと経営効率化手法の調査・開発から導入・教育までの「プラットフォーム」を提供してまいりました。当連結会計年度は、平成27年6月には住宅一次取得者の購買力低下に対応するため「アーキテクチャル・デザイナーズ・マーケット」の一次募集を開始したほか、平成27年10月に発覚した施工不良による傾斜マンションをきっかけとした地盤改良工事への関心の高まりを受け、地盤に関するトラブル回避セミナーを全国で開催し、安全かつ環境に配慮した地盤改良、地盤保証を推進しました。また、平成28年4月には住宅不動産業界の課題のひとつであるアフターサービスに対応する商品として「ハイアス家価値サポート」の提供を開始しました。以上の結果、当連結会計年度における売上高は3,191百万円、営業利益は243百万円、経常利益は228百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は143百万円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。売上区 分別の状況は、次のとおりであります。 (ビジネスモデルパッケージ)

ビジネスモデルパッケージにつきましては、高性能デザイナーズ住宅「R+house」において順調に会員数が増加したことによる初期導入フィー及びロイヤルティ等が増加したほか、既存会員からの要望により、平成27年6月にデザイナーズ規格住宅パッケージ「アーキテクチャル・デザイナーズ・マーケット」の提供を開始したにより初期導入フィーが増加、売上高は2,563百万円となりました。

(経営効率化パッケージ)

経営効率化パッケージにつきましては、原価管理システム「コスト・マネジメント・システム」を平成27年4月にリリースし、また、地域不動産情報集約システムである「エージェント・マスター・サービス」、住宅資金相談支援の「リライフクラブ」の会員獲得が順調に進みました。一方、相続市場のひと段落により「ハイアークラブ」の新規会員獲得がふるわず、売上高は495百万円にとどまりました。

(その他)

一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会(当社連結子会社)において、平成26年11月に 開始した地盤保証事業「BIOS」が通期において寄与し、売上高は132百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

資金調達

東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資として新株発行430,600株により376,344千円、自己株式の処分39,400株により34,435千円、第三者割当増資(オーバーアロットメント)70,000株により61,180千円の資金を調達しております。

② 設備投資

OA機器など工具器具備品等として8,682千円、既存商材のバージョンアップなどソフトウエア等として12,914千円の設備投資を行いました。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

			第9期	第10期	第11期	第12期 (当連結会計年度)
売	上	高 (千円)	_	_	_	3,191,601
経	常利	益 (千円)	_	_	_	228,279
親会	社株主に帰属 期 純 利	する (千円)	_	_	_	143,382
		期純利益	_	_	_	77円36銭
総	資	産(千円)	_	_	_	1,537,684

- (注) 1. 第12期より連結計算書類を作成しておりますので、第11期以前の状況は記載しておりません。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 - ② 当社の財産及び損益の状況

			第9期	第10期	第11期	第12期 (当事業年度)
売	上	高 (千円)	2,343,826	2,665,249	2,645,702	3,106,530
経	常利	益 (千円)	123,488	257,752	88,094	224,433
当	期 純 利	益 (千円)	124,752	161,454	37,106	141,219
1	株当たり当	期純利益	88円10銭	114円02銭	24円00銭	76円20銭
総	資	産(千円)	685,681	924,845	1,006,458	1,550,525

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 - 2. 当社は、平成26年11月5日開催の当社取締役会の決議に基づき、1株につき200株の株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 対処すべき課題

① 持続的成長のための事業基盤の強化

当社グループは地域工務店・建設会社を対象として、競争力のある収益性の高い「ビジネスモデルパッケージ」を提供することにより、会員企業ネットワークの拡充と会費収入の拡大、会員企業の施工件数に連動する設計・ロイヤルティ等の収益の増加により事業規模を成長させてまいりました。今後も持続的な成長を図るべく、既存会員企業への支援体制をさらに強化し、その成果創出(施工件数の増加)によるロイヤルティ等の成功報酬型収入の獲得に取り組んでまいります。同時に会員企業の業容拡大や顧客満足度の向上を通じて、既存会員への新規パッケージ及び関連パッケージの追加導入を図ります。

「経営効率化パッケージ」においても、同様に引き続き安定的な収益基盤を確保するため新規会員の獲得、サービスの充実と顧客満足度向上による既存会員の歩留り改善を図り、会員企業の成果創出支援に力を注いでまいります。

② 新商品・サービスの展開

多様化・高度化するニーズに応えるため、当社グループは常に新しい商品・サービスを提供することを検討し、実現しております。今後も既存サービスの充実に加えて、新規サービスや関連分野への展開を図ることで、既存会員企業への付加価値の提供、新規会員の獲得を図り、収益基盤の多様化と充実を図ってまいります。

また、広告宣伝活動を通じて当社グループのブランド価値向上を図り、新規会員の獲得及び ロイヤルティ等の増大に結び付けてまいります。

③ 各商品・サービス、会員企業間の相乗効果による収益性の向上

当社が提供している「ビジネスモデルパッケージ」や「経営効率化パッケージ」は、それぞれが会員組織を構成しているだけでなく、相乗効果を発揮して収益を上げることを志向しております。例えば、「ビジネスモデルパッケージ」のうち「住宅事業モデル」を導入している地域工務店は、「(地盤改良や基礎断熱等の)工法事業モデル」を導入している専門工事会社の対象顧客であります。したがって、当社グループにおける「工法事業モデル」導入企業への支援が「住宅事業モデル」導入企業の顧客開拓に寄与することになり、会員企業同士が連携してこれら「工法事業モデル」の工法採用拡充を図っていくことも可能です。

また例えば、全国の地域工務店登録サイト「地盤.jp」では、環境や「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」にも配慮した地域工務店の組織化を進めており、「工法事業モデル」導入企業の顧客候補として、また当社グループの「住宅事業モデル」見込先候補として2,269社(平成28年4月30日現在)の企業が登録されております。当社グループは既存会員企業と共同で、成果創出と登録先の深耕を進めております。

このように、当社グループの会員基盤を最大限に活用し、これらを有機的に結びつけて、より効果的・効率的なマーケティング活動を行う他、会員企業支援による成果創出と顧客満足度向上を図り、より収益性を高めていく方針であります。

④ 業界の「シンクタンク」としての情報収集分析・研究開発機能の強化

当社グループの住宅不動産業界における顧客構造や業界内のネットワーク及び一般消費者との膨大な相談事例を基に、行政や大学・研究機関と共同で分析を行い、住宅不動産購入運用希望者・住宅不動産供給者双方に価値のある最新の情報や最適なサービスを提供すべく、「業界のシンクタンク」としての情報収集分析・研究開発機能を強化してまいります。このことにより業界内でのポジションを確立し、企業価値の向上に努めてまいります。

⑤ 組織体制のさらなる強化

当社グループは少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、今後の成長のためには 人員拡充と組織体制のさらなる整備が重要な課題と認識しており、今後、人材の育成、人員の 増強及び内部管理体制のより一層の充実を図ります。

また、当社グループは住宅取得希望者より個別相談を受ける際、取り扱う個人情報に関しては「個人情報の保護に関する法律」の対象になります。また、業務の性格上、顧客企業の経営情報等の機密情報も扱っており、インフラ整備及び従業員教育等を通じて、今後も引き続き情報管理体制の強化を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容

- ① 会員組織による工務店・不動産会社への経営指導育成業務及び会員募集業務
- ② ASPを活用した経営支援業務
- ③ 住宅購入相談窓口及び不動産売買仲介業務
- ④ 地盤に関する調査解析業務

- (6) 主要な事業所及び使用人の状況
 - ① 主要な事業所

本 社:東京都港区白金台三丁目2番10号

② 子会社

株式会社ans:東京都港区白金台三丁目2番10号

一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会:東京都港区虎ノ門四丁目1番21号

③ 使用人の状況

イ 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前	連	結	会	計	年	度	末	比	増	減	
									6名	増(7名5	増)			

(注)使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

ロ 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
82 (20) 名	4名増(6名増)	33.9歳	2.9年

- (注)使用人数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
- (7) 重要な親会社及び子会社の状況
 - ① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ans	20,000千円	100.0%	消費者向け住宅取得支援等
一般社団法人住宅不動産資産 価値保全保証協会	_	_	地盤保証サービスその他住宅不動産の 資産価値を保全するサービスの提供

(8) 主要な借入先及び借入額

		借	± i			入			先				借入残高(千円)
株	式	É	<u> </u>	社		り	そ		な	金	艮	行	36,102
株	式 组	会	社	三	菱	東	京	U	F	J	銀	行	25,016

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 当社は、平成28年4月5日に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。

2. 株式に関する事項(平成28年4月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 7.440.000株

(2) 発行済株式の総数 2,382,100株

(3) 株主 1,238名

(4) 大株主(上位10名)

	株			主			名		持 株 数	持 株 比 率
濵			村		聖			_	374,000株	15.70%
柿	内				和			徳	149,000株	6.25%
Ш			瀬		太			志	136,000株	5.71%
株	式	会	社	安	成	エ	務	店	133,000株	5.58%
大			津		和			行	120,000株	5.04%
東	新	住	建	株		式	会	社	120,000株	5.04%
ハイ	アス・	アンド	・カン	パニー	株式:	会社従	業員持	株会	108,400株	4.55%
株	式	会	社 関	西西	١	ラ	ス	٢	80,000株	3.36%
中			Щ		史			章	51,000株	2.14%
株	式	会	社	S	В	I	証	券	45,800株	1.92%

- (注) 1 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
 - 2 平成28年4月5日の東京証券取引所への株式上場に伴う公募増資、平成28年4月25日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資及び新株予約権の行使により、発行済株式の総数は520,600株増加しております。
 - 3 平成27年12月8日に取得した自己株式39,400株を、平成28年4月5日の東京証券取引所への株式上場に伴い処分をしております。
 - 4 定款に基づき甲種類株式の取得条項を行使したことにより、平成27年12月14日付で甲種類株式 213,000株を自己株式として取得し、対価として普通株式259,500株を交付しております。また同日 の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有する甲種類株式をすべて消却しております。
 - 5 平成28年5月1日以降、新株予約権の行使により新株式を96,000株発行し、発行済株式の総数は 2,478,100株となりました。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の 状況
 - ① 第2回新株予約権(従業員分)

区		分	新株予約権の 数	新株予約権(株 式 の 種	の目的となる 類 及 び 数	行 使 期 間	行使価額	保有者数
取	締	役	8個	普通株式	16,000株	自平成20年7月1日 至平成28年5月29日	1株当たり 325円	1名

(注)取締役につきましては、新株予約権の交付時点では取締役ではありませんが、平成22年7月開催の定時株主総会において取締役として選任されております。

② 第2回新株予約権(従業員以外)

区 5	}	新株予約権の 数	新株予約権の 株 式 の 種	の目的となる 類 及 び 数	行 使 期 間	行使価額	保有者数
社外取締	役	5個	普通株式	10,000株	自平成20年7月1日 至平成28年5月29日	1株当たり 325円	1名

(注) 社外取締役につきましては、新株予約権の交付時点では取締役ではありませんが、平成24年7月開催の定時株主総会において取締役として選任されております。

③ 第4回新株予約権(取締役および従業員分)

区	分	新株予約権の 数	新株予約権(株 式 の 種	の目的となる 類 及 び 数	行 使 期 間	行使価額	保有者数
取締	役	335個	普通株式	67,000株	自平成27年4月17日 至平成34年7月30日	1 株当たり 750円	5名
社 外 取	:締 役	25個	普通株式	5,000株	自平成27年4月17日 至平成34年7月30日	1株当たり 750円	1名
計	•	360個	普通株式	72,000株			6名

④ 第4回新株予約権(従業員以外)

区	分	新株予約権の 数	新株予約権の 株 式 の 種	の目的となる 類 及 び 数	行 使 期 間	行使価額	保有者数
社 外 耳	文 締 役	10個	普通株式	2,000株	自平成25年4月26日 至平成30年7月30日	l 株当たり 750円	1名
監	全 役	25個	普通株式	5,000株	自平成25年4月26日 至平成30年7月30日	1 株当たり 750円	2名
言	†	35個	普通株式	7,000株			3名

(注) 社外取締役につきましては、新株予約権の交付時点では取締役ではありませんが、平成26年7月開催 の定時株主総会において社外取締役として選任されております。

⑤ 第5回新株予約権

区 分	新株予約権 の 数	新株予約権の 株 式 の 種	の目的となる 類 及 び 数	行 使 期 間	行 使 価 額	保有者数
取 締 役	5,000個	普通株式	5,000株	自平成29年12月9日 至平成37年11月30日	1株当たり 750円	1名
社外取締役	5,000個	普通株式	5,000株	自平成29年12月9日 至平成37年11月30日	1株当たり 750円	1 名
計	10,000個	普通株式	10,000株			2名

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況 第5回新株予約権

区	分	新株予約権の 数	新株予約権(株 式 の 種	の目的となる 類 及 び 数	行	使 期	間	行 使 価 額	交付者数
当社使	見用 人	37,200個	普通株式	37,200株	自平成2 至平成3	29年12 37年1	2月9日 1月30日	1株当たり 750円	70名
子会社 及び 使	の役員	3,800個	普通株式	3,800株	自平成2 至平成3	29年12 37年1	2月9日 1月30日	1株当たり 750円	8名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(平成28年4月30日現在)

B	1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u></u>		地			位		担当及び重要な兼職の状況			
濵	村	聖	_	代	表〕	取 締	役	社	長				
ЛП	瀬	太	志	取		締			役	常務執行役員事業開発本部長 株式会社ans 代表取締役			
柿	内	和	徳	取		締			役	常務執行役員経営支援本部長			
西	野	敦	雄	取		締			役	執行役員経営管理本部長			
金	子	義	仁	取		締			役	執行役員			
中	Щ	史	章	取		締			役	執行役員経営支援本部副本部長			
荻	原	俊	彦	取		締			役	行政書士荻原総合事務所 代表 合同会社荻原総合事務所 代表			
赤	井	厚	雄	取		締			役	早稲田大学研究院 客員教授 ミュージックセキュリティーズ株式会社 取締役 株式会社ナウキャスト 取締役			
大	津	和	行	常	勤	監	3	奎	役	株式会社ans 監査役			
Щ	本	泰	功	監		査			役	有限会社ウイングスコンサルティング 代表取締役			
坂	田	真	吾	監		査			役	本間合同法律事務所 弁護士			

- (注) 1. 取締役荻原俊彦氏、同赤井厚雄氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役山本泰功氏、同坂田真吾氏は、社外監査役であります。
 - 3. 常勤監査役大津和行氏は、長年にわたる経理財務業務の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 社外監査役山本泰功氏は銀行及びベンチャーキャピタルにて長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 当社は、赤井厚雄氏、山本泰功氏及び坂田真吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 6. 取締役金子義仁氏は、平成28年5月31日をもって辞任いたしました。
- (2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役 該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の額(百万円)
取 締 役	8名	121
(うち社外取締役)	(2名)	(13)
監 査 役	3名	12
(うち社外監査役)	(2名)	(4)
合 計	11名	133
(うち社外役員)	(4名)	(18)

(注)取締役の報酬限度額は、平成26年7月28日開催の第10期定時株主総会で決議いただいております。 監査役の報酬限度額は、平成26年7月28日開催の第10期定時株主総会で決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

坩	Ь	位	J	氏	名	i	兼職する法人等	兼職の内容
取	締	役	荻	原	俊	彦	行政書士荻原総合事務所 合同会社荻原総合事務所	代表 代表
取	締	役	赤	井	厚	雄	早稲田大学研究院 ミュージックセキュリティーズ株式会社 株式会社ナウキャスト	客員教授 取締役 取締役
監	査	役	Щ	本	泰	功	有限会社ウイングスコンサルティング	代表取締役
監	査	役	坂	田	真	吾	本間合同法律事務所	

(注) 当社と、行政書士荻原総合事務所、合同会社荻原総合事務所、早稲田大学研究院、ミュージックセキュリティーズ株式会社、株式会社ナウキャスト、有限会社ウイングスコンサルティング及び本間合同法律事務所との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

			耳	Z	締	役	会			甓	i	査	役	会	
		出	席	口	数	出	席	率	出	席	口	数	出	席	率
取締役	荻原俊彦			1	9		100.0	%			-	_			_
取締役	赤井厚雄		19			100.0	%	_		_	_				
監査役	山本泰功	19			100.0	%	14		4	100.0%					
監査役	坂田真吾			1	9		100.0	%			1	4		100.0)%

取締役会及び監査役会における発言状況

取締役荻原俊彦氏は、取締役会において、行政書士としての高い見識や企業での法務実務の豊富な経験に 基づき、客観的視点から質問・発言を行っております。

取締役赤井厚雄氏は、取締役会において、大学教授としての高い見識や金融機関での豊富な経験に基づき、客観的視点から質問・発言を行っております。

監査役山本泰功氏は、取締役会・監査役会において、会社経営に関する高い見識と豊富な経験に基づき、 客観的視点から質問・発言を行っております。

監査役坂田真吾氏は、取締役会・監査役会において、弁護士としての高い見識と豊富な経験に基づき、客観的視点から質問・発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づ く監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業 年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、当期において、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務のほか、コンフォートレター作成業務を委託しました。

(4) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが 適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法 第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、 株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、 監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定 した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその 理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容及び運用状況の概要は、次のとおりであります。

[1]業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
 - ② 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - ③ コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - ④ 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況 等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、 法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構 築し運用するものとし、社外からの通報については、内部監査室を窓口として定め、適切に 対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書取扱規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- ② 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- ② リスク情報等については経営会議等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部監査室が行うものとする。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて 顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止す る体制を整える。

④ 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を必要に応じ選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役社長の指示の下に業務を執行する。
- ③ 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制として、常務会を設置し、取締役会に付議すべき事項、重要な案件、業務の執行状況等経営に関する事項及び当社グループの全般的な事業運営に関わる事項について協議する。
- ④ 総合予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確に するとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。
 - ② グループ会社の管理は経営管理本部が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役又は使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。
 - ③ 当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本 方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役は、経営管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - ② 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた経営管理本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 - ② 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - ③ 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - ② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの 助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ること とする。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - ② 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、 役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - ③ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

[Ⅱ]業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスについて

全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとるために、入社時の研修の他、全役職員を対象として、インサイダー取引防止等、コンプライアンスに関する研修を適宜実施いたしました。また、内部監査室は、グループ会社を含む各部門の職務執行状況を把握し、法令・定款・規程に準拠して適正に業務が行われているかを監査し、代表取締役社長に報告しております。監査役及び会計監査人との間でも情報を共有しており、監査の品質向上のための意見交換も実施しております。

(2) リスク管理について

当社グループでは、「リスク管理規程」を制定し、これらのリスクにより当社が経営の危機に直面した場合には、代表取締役社長を対策本部長として当該危機の解決・克服又は回避することとしております。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

(3) 取締役の効率的な職務執行体制について

当社では、毎月1回定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を随時開催いたしました。取締役会においては、業務執行に関する意思決定機関として重要な事項について十分な協議を行い、業務の執行を決定しております。また、常務会において、取締役会への付議事項や重要な案件、業務の執行状況等について協議しております。

(4) グループ会社の管理について

グループ会社の経営管理については、「関係会社管理規程」を定めており、経営管理本部にて管理体制を整備し、統括しております。グループ会社間では、相互に独立性を尊重しつつ、綿密な連携を保ち、統一された経営理念と基本戦略に従って、当社グループ全体の業績の向上に努めております。

(5) 監査役監査体制について

監査役への報告については、監査役が当社の重要な会議体へ出席する機会を確保することや必要に応じ稟議書・契約書等の重要な文書及び会計情報を適宜直接閲覧できる等、その体制を整備しております。また、監査役は、内部監査室及び会計監査人から定期的に報告を受けるほか、当社及び子会社の取締役・使用人から業績、事業の運営状況及び内部統制の整備等について報告を受け、監査の実効性を高めております。

連結貸借対照表

(平成28年4月30日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,426,761	流 動 負 債	605,567
現 金 及 び 預 金	1,130,531	買掛金	247,564
受取手形及び売掛金	220,590	1年内返済予定の	47.207
商品	31,148	長期借入金	47,206
前 渡 金	22,945	リース債務	2,843
繰 延 税 金 資 産	9,450	未 払 金	80,230
そ の 他	26,773	未 払 法 人 税 等	69,784
貸 倒 引 当 金	△14,678	前 受 金	77,059
固 定 資 産	110,923	その他	80,879
有 形 固 定 資 産	41,360	固定負債	19,720
建物及び構築物	20,108	長期借入金	13,912
機械装置	2,736	リース債務	4,808
工具、器具及び備品	12,725	l そ の 他	1,000
リース資産	5,789		
無形固定資産	26,419	負債合計	625,287
ソフトウエア	20,884	(純資産の部)	
そ の 他	5,535	株主資本	912,397
投資その他の資産	43,143	資 本 金	339,012
投 資 有 価 証 券	600	資本剰余金	268,610
そ の 他	51,640	利 益 剰 余 金	304,773
貸 倒 引 当 金	△9,097	純 資 産 合 計	912,397
資 産 合 計	1,537,684	負 債 純 資 産 合 計	1,537,684

連結損益計算書

(平成27年5月1日から) 平成28年4月30日まで)

									(単位・1円)
	科	ŀ				目		金	額
売			上			高			3,191,601
売		上		原		価			1,418,973
	売	上		総		利	益		1,772,627
販	売	費 及 ひ	у —	般管	理	費			1,529,079
	営		業		利		益		243,548
営		業	外	収		益			
1	受		取		利		息	16	
	業	務		受		託	料	4,270	
	受	取	遅	延	損	害	金	1,148	
	償	却	債	権	取	<u> </u>	益	762	
	そ			の			他	420	6,618
営		業	外	費		用			
	支		払		利		息	2,273	
	株	式		交		付	費	5,816	
	上	場	関	連	Ē	費	用	12,508	
	そ			の			他	1,289	21,887
	経		常		利		益		228,279
		金等	調整	前当	乡 期	純	利益		228,279
		人税、		民 税			業税	79,219	
	法	人	税	等	調	整	額	5,677	84,896
	当	期		純		利	益		143,382
		支配株主							_
	親名	会社株主	主に児	帰属す	る当	当期 純	利 益		143,382

連結株主資本等変動計算書

(平成27年5月1日から) 平成28年4月30日まで)

		株	主 資	本		公次 立入11
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	純資産合計
当連結会計年度期首残高	114,250	38,963	161,391	_	314,604	314,604
当連結会計年度変動額						
新 株 の 発 行	224,762	224,762			449,524	449,524
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			143,382		143,382	143,382
自己株式の取得				△29,550	△29,550	△29,550
自己株式の処分		4,885		29,550	34,435	34,435
当連結会計年度変動額合計	224,762	229,647	143,382	_	597,792	597,792
当連結会計年度末残高	339,012	268,610	304,773	_	912,397	912,397

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数 2社

・連結子会社の名称 株式会社ans

一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会

(2) 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。

- (3) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券

その他有価証券

時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

口. たな卸資産

商品 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年~20年

機械装置 7年

工具、器具及び備品 3年~20年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(3~5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

株主総会参考書類

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - イ. 繰延資産の処理方法

株式交付費
支出時に全額費用として処理しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法について定率法から定額法に変更しております。

なお、当該会計方針の変更による影響額はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

47,468千円

2.382.100株

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

(2) 剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式

281.000株

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、概ね1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、運転資金の調達を目的 としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権等については、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに 債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っ ております。

ロ. 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

借入金については、担当部門が適時に利率動向等をモニタリングすることにより、市場リスクを管理 しております。

- ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理 担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスク を管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)。

ることが極めて四無と配められるののは、人致には自めておりません((江2)で参照くたでい。)。							
	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)				
①現金及び預金	1,130,531	1,130,531	_				
②受取手形及び売掛金	220,590	220,590	_				
資産計	1,351,122	1,351,122	_				
①買掛金	247,564	247,564	_				
②未払金	80,230	80,230	_				
③未払法人税等	69,784	69,784	_				
④長期借入金(1年内返済含む)	61,118	61,041	△76				
⑤リース債務(1年内返済含む)	7,651	7,730	79				
負債計	466,348	466,351	3				

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

①買掛金、②未払金、③未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④長期借入金(1年内返済含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑤リース債務(1年内返済含む)

元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	600

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

383円02銭

(2) 1株当たり当期純利益

77円36銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年4月30日現在)

	Ħ	金額	科	B	金額
(資産の) 部)		(負債	: の 部)	
流 動 資	産	1,420,955	流動	負 債	583,731
現 金 及	び預金	1,114,097	買	掛金	238,323
受 取	手 形	2,113	1年内仮浴	斉予定の長期借入金	47,206
売		210,615) –	ス債務	1,976
商	品	30,418	未	払金	82,024
	金 金	22,535			· ·
前払	費用	18,302	未力		32,782
関係会社知		20,000		法 人 税 等	69,170
繰延税 そ <i>の</i>	金 資 産 D 他	10,381 9,936	前	受 金	69,496
質 倒 剪		9,930 △17,445	預	り金	15,669
固定資		129,569	そ	の他	27,081
有形固氮	-	33,048	固定	負 債	19,390
建建	- ス ユ 物	7,715	長期	借入金	13,912
機械	装 置	2,736	IJ —	ス債務	4,478
工具、器具	具及び備品	11,747	7	の 他	1,000
リージ	ス 資 産	4,046		<u></u> 合計	603,121
賃貸用	固定資産	5,984	(純資		003,121
賃 貸 用 リ	ース資産	818			047.404
無形固定	_	18,122	株 主	資 本	947,404
ソフト	ウエア	12,709		本 金	339,012
商		5,412		剰 余 金	268,610
	の資産	78,399	資本	準 備 金	239,012
投資有	価証券	600	その他	資本剰余金	29,598
関係会破産更生	社 株 式	40,000 9,097	利益	剰 余 金	339,780
	上 俱 惟 守 金 資 産	3,557	その他	利益剰余金	339,780
マース マース アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アン・アン・ アン・アン・ アン・アン・ アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア		34,241	繰 越	利益剰余金	339,780
· 貸 倒 引		△9,097		産 合 計	947,404
	<u> </u>	1,550,525		資産合計	1,550,525

損益計算書

(平成27年5月1日から) 平成28年4月30日まで)

	禾	<u></u>		目		金	額
売		-	Ŀ	高			3,106,530
売		上	原	価			1,382,832
	売	上	総	利	益		1,723,697
販	売	費 及 び	一般管	理 費			1,483,259
	営	;	業	利	益		240,438
営		業	外 収	益			
	受	:	取	利	息	546	
	賃	貸	料	収	入	2,139	
	業	務	受	託	料	5,830	
	受	取	遅 延	損 害	金	1,148	
	そ		の		他	1,183	10,848
営		業	費	用			
	支	;	払	利	息	2,069	
	減	価	償	却	費	2,139	
	貸	倒 引	当 金	繰 入	額	3,030	
	株	式	交	付	費	5,816	
	上	場	関 連	費	用	12,508	
	そ		の		他	1,289	26,853
	経	1	常	利	益		224,433
	税	引 前	当 期	純 利	益		224,433
	法	人税、		及び事業	税	78,466	
	法		税等	調整	額	4,746	83,213
	当	期	純	利	益		141,219

株主資本等変動計算書

(平成27年5月1日から) 平成28年4月30日まで)

		株	3	È	資	Ş	本		
		資	本 剰 余	金	利益乗	割余金			
	資本金	資 本 準 備 金	そ資剰	資 余 計	そ利剰繰利剰 余	利金金計	自己式	株 主 本 計	純 資 産 計
平成27年5月1日残高	114,250	14,250	24,713	38,963	198,561	198,561	_	351,774	351,774
事業年度中の変動額									
新 株 の 発 行	224,762	224,762		224,762		_		449,524	449,524
自己株式の取得				_		_	△29,550	△29,550	△29,550
自己株式の処分			4,885	4,885		_	29,550	34,435	34,435
当 期 純 利 益				_	141,219	141,219		141,219	141,219
事業年度中の変動額合計	224,762	224,762	4,885	229,647	141,219	141,219	_	595,629	595,629
平成28年4月30日残高	339,012	239,012	29,598	268,610	339,780	339,780	_	947,404	947,404

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)を

採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法を採用しております。

(賃貸用固定資産及び なお主な耐用年数は以下のとおりであります。

リース資産を除く)建物5~15年機械装置7年

工具、器具及び備品 3~20年

賃貸用固定資産、賃貸用固定資産については、経済的使用可能期間を見積もり、建物(建

賃貸用リース資産 物附属設備は除く)は定額法、その他については定率法を採用しており

ます。

賃貸用リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を

零とする定額法を採用しております。

なお、主な賃貸用固定資産の経済的使用可能期間は以下のとおりであり

ます。

建物 8年

工具、器具及び備品 3~8年

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しており

ます。

無形固定資産 定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

なお、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能

期間(3~5年)に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(6) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法について定率法から定額法に変更しております。

なお、当該会計方針の変更による影響額はありません。

3. 貸借対照表関係

① 有形固定資産の減価償却累計額 40,794千円

② 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く) 短期金銭債権 12,340千円 短期金銭債務 4,265千円

4. 損益計算書関係

関係会社との取引高 営業収益 34,122千円 営業費用 51,626千円

営業取引以外の取引による取引高 4,231千円

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

① 流動資産

貸倒引当金	5,379千円
未払事業税	5,002千円
/ \ 量十	10 381千円

√1,日1	10,501 1
② 固定資産	
貸倒引当金	2,785千円
その他	771千円
小計	3,557千円
繰延税金資産合計	13,938千円

6. 1株当たり情報

1株当たり純資産額	397円72銭
1株当たり当期純利益	76円20銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年6月14日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 雅 之 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 守 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の平成27年5月1日から平成28年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年6月14日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 雅 之 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 守 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の平成27年5月1日から平成28年4月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算 書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重 要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と 判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 利害関係

一会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年5月1日から平成28年4月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等から年度損益計画概要、並びに四半期及び期末決算概要その他職務の執行状況について報告を受け、また会計監査人から監査計画、四半期レビュー及び期末決算監査結果その他職務の執行状況について報告を受け、取締役等及び会計監査人から必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社(株式会社ans)の監査役を兼任しており、当該子会社の取締役会に出席する他、当該子会社の取締役及び使用人と意思疎通及び情報の交換を図るなど、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、またその主要事業所に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

内部監査部門については、事前に監査計画の協議を行い、実施した監査の結果につき監査終了後、内部監査部門の責任者から定期的に必要な説明を受けました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を我が国において監査業務を適切に遂行するために規定されている諸法令及び企業会計審議会が公表する諸基準並びに日本公認会計士協会が公表する諸規則に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計 算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)につ いて検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月14日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社 監査役会 常勤監査役 大 津 和 行 印 社外監査役 山 本 泰 功 印 社外監査役 坂 田 真 吾 印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

業務効率の向上を図るため、現行定款第3条の本店の所在地を東京都港区から東京都品川区に変更するものであります。なお、本変更の効力発生日は、本店移転日である平成28年11月14日といたしたく、その旨を附則に設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

	現	行	定	款		変	更	案
(本店の	り所在地)				(本店)	の所在地)		
第3条	当会社は、	本店を見	東京都 <u>港区</u>	<u>に</u> 置く。	第3条	当会社は、	本店を東京都は	<u>品川区</u> に置く。
(新設)			第3条 当会社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。 (新設)					平成28年11月14 同日をもって本附

第2号議案 取締役2名選任の件

経営体制の強化及び透明性の確保並びにコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、 取締役を2名増員することとし、新たに選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、均	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
l (新任)	福	平成17年3月	株式会社日本エル・シー・エー (現株式 会社エル・シー・エーホールディングス) 入社 当社入社 当社執行役員 (現任)	普通株式 17,000株
2 (新任)	森 田 正 康 (昭和51年1月14日生)	平成14年4月 平成15年6月 平成17年5月 平成18年12月 平成21年4月 平成23年12月 平成26年4月 平成26年5月	任) 株式会社English Central 取締役(現任) 株式会社トランネット 代表取締役(現任) Classi株式会社 取締役(現任) 株式会社AMPLE 取締役(現任) 株式会社エボラブルアジア 監査役(現任)	普通株式 0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
 - 2. 森田正康氏は、社外取締役候補者であります。

- 3. 森田正康氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。 同氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験及び見識を当社の経営に反映 するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 4. 当社は森田正康氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額となります。
- 5. 森田正康氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場:東京都目黒区下目黒一丁目8番1号

目黒雅叙園 4階「飛鳥」 TEL 03-3491-4111



交通 目黒駅 (JR山手線西口、東急目黒線、地下鉄南北線・三田線) より徒歩約3分 ※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。 ※株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

